

# 会社を守る！経営幹部・管理職に必須の法律知識

～わかりにくい法律を事例中心に具体的に解説します～

- 日 時 2026 年 5 月 26 日 ( 火 ) 10 : 00 ~ 17 : 00
- 会 場 名古屋中小企業投資育成(株) 研修室
- 講 師 野口 & パートナーズ法律事務所 代表パートナー 弁護士 野口 大 氏
- 対 象 者 経営者・経営幹部・管理職ならびに総務・人事部門の実務担当者
- 持 ち 物 筆記用具
- 受 講 料
 

	投資先企業	投資先以外
1名	11,000 円	22,000 円

 消費税込み(昼食代を含みません)

## ● 研修のねらい

企業不祥事、労働トラブル、契約トラブルなど、中小企業においても法的トラブルは日常的に発生しており、その数は増加傾向にあります。その原因の大部分は、経営幹部・管理職が基礎的な法律知識や感覚を持ち合わせていないことにあります。

経営幹部・管理職は、会社に損害が発生しないようにする義務と責務を負っていますが、その責務を全うするためには基礎的な法律知識を身につけておくことが必須と言えるでしょう。

本セミナーでは、具体的事例を多く用いながら、様々な業務の場面における法律のチェックポイントをわかりやすく解説いたします。法律に馴染みのない方にもわかりやすい内容となっております。

## ● カリキュラム

※カリキュラムは一部変更させていただく場合がございます。ご了承くださいませようお願いします。

### 1. 今、絶対に必要な「コンプライアンス」

- (1) 最近の企業不祥事の具体的な事例紹介
  - ・コンプライアンス＝法令遵守ではない
  - ・内部通報が増えている
  - ・役員の責任が重くなっている
- (2) 形式的にコンプライアンス規定をおいても意味がない
- (3) コンプライアンスの体制・マニュアルのあり方

### 2. パワー・ハラスメント

- (1) パワハラを恐れて注意できない管理職が多い
- (2) 注意指導とパワハラの差異は？
- (3) パワハラとならない注意指導のコツ
- (4) 自信をもって注意指導せよ
- (5) 事例紹介

### 3. セクシャル・ハラスメント

- (1) パワハラとの最大の違いは？
- (2) 「嫌がっていないから大丈夫」が一番危ない
- (3) 相談された担当者の留意点
- (4) セクハラ予防は簡単
- (5) 犯罪となるセクハラに注意
- (6) 事例紹介

### 4. 問題社員と解雇

- (1) 問題社員を放置すると組織が腐る
- (2) 問題社員に対してはイエローカードが必要
- (3) 最重要なのは上司による注意指導
- (4) 口頭注意では詰めが甘い
- (5) 問題社員に対して効果的に注意指導するには？
- (6) 試用期間の場合

### 5. メンタルヘルス

- (1) うつ病の部下がいる場合の最大の留意点は？
- (2) 素人判断が怖い
- (3) 産業医がいない場合のノウハウ

### 6. 契約書概論

- (1) 何故契約書が必要なのか？
- (2) トラブルを予測しそれを防ぐという意識が重要
- (3) 発注書や商談中の工夫でもトラブルは防げる
- (4) 具体的な事例
- (5) 取適法の概要を知っておく

## 講師紹介

野口 & パートナーズ法律事務所  
N&Pコンサルティング株式会社代表パートナー/弁護士  
代表取締役ノグチ ダイ  
野口 大 氏

平成2年司法試験合格、平成3年京都大学法学部卒業、平成14年ニューヨーク州コーネル大学ロースクール卒業、令和7年経営法曹会議常任幹事。

企業法務・人事労務に強い弁護士として、労働裁判や労基署調査、団体交渉等を専ら会社側・経営者側の立場で数多く手がけている。裁判のみならず、現場に入って社員面談等を行って紛争を予防する等、数少ない「人事労務コンサルタント型弁護士」であり、北海道から沖縄まで全国の多数の企業・経営者のプレーンをつとめている。

【著書】『〔全訂版〕労務管理における労働法上のグレーゾーンとその対応』（日本法令）

●定員 30名（申し込み先着順・定員に達し次第締め切らせていただきます）

●申込締切日 2026年5月14日（木）

●お申し込み・キャンセルについて

①下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてご送付下さい。

②申し込み受付後、「受講証」と「請求書」をお送りしますので銀行振込にてお支払下さい。なお、開催日の1週間前になっても受講証が届かない場合は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

③申込締切日前でも定員を超える申込みがあった場合には、お断りさせていただくことがあります。

④申し込み人数が5名以下の場合、やむを得ず開催を中止させていただくことがあります。

⑤受講の取消しをされる場合は、開催日の前日より数えて3営業日前（土日・祝日、年末年始を除く）の午後5時までにご連絡下さい。それ以降のキャンセルに関しては受講料をご返金できませんので、ご了承下さい。

## お申し込み・お問い合わせ先

株式会社投資育成総合研究所 M&amp;T研修会事務局 &lt;担当&gt; 加藤(百)、加藤(龍)

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号(名古屋中小企業投資育成(株)内)

TEL : 052-581-9545 FAX : 052-583-8501 E-mail : mandt@sbic-cj.co.jp

必要事項をご記入の上、切りとらずA4のままFAXにてご送付下さい。

株式会社投資育成総合研究所 M&amp;T研修会事務局 宛

FAX 052-583-8501

受講申込書		経営幹部・管理職に必須の法律知識		2026年	研修番号
				5 / 26	8
貴社名					
住所	〒 -				
連絡担当者	氏名	所属名/役職名	Eメールアドレス(任意)		
			研修会ご案内のための登録が不要の場合は、□に✓をご記入ください。 □ 研修会案内登録を希望しない		
	TEL	-	FAX	-	-
受講者	所属名/役職名		氏名(フリガナ)		

※ 申込書にご記入いただきました個人情報は、研修参加者名簿として研修の運営及び講師の参考資料として使用するほか、関連するアフターサービス、セミナー案内に関する情報のお知らせのために利用致しますが、他の目的には利用致しません。